

令和 2 年度

船橋市船橋駅南口市街地再開発事業
特 別 会 計 予 算

議案第4号

令和2年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

令和2年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,304,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入 款	項	金額
20 財産収入		562,090
	05 財産運用収入	562,090
25 繰入金		50,000
	10 繰入金	50,000
30 繰越金		10
	10 繰越金	10
35 諸収入		42,000
	15 雑入	42,000
40 市債		649,900
	10 市債	649,900
歳入 合計		1,304,000

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
10	再開発事業費		260,900
	15 事業費		260,900
15	公債費		1,042,100
	10 公債費		1,042,100
20	予備費		1,000
	10 予備費		1,000
歳 出 合 計			1,304,000

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
再開発事業	649,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。